

平成28年度諮問（情）第1号
答申（情）第72号

「 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書等の
公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決 」
についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事が、特定ゴルフクラブに係るゴルフ場利用税に係る廃業届出書及びゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書の一部を非開示とした決定のうち、次表に掲げる部分は開示すべきである。

公文書の名称	審査会が開示すべきと判断した部分
ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書	・その他の施設の概要欄のうち、担当別の従業員数 ・支配人氏名
営業権譲渡契約書	・売主の所在地、名称及び代表者名 ・買主の所在地、名称及び代表者名
定款 (法人の代表者が原本証明をしたもの)	・第1条から第7条までの文言 ・原本証明日 ・定款を作成した法人の所在地、名称及び代表者名
土地建物賃貸借契約書	乙（借主）の所在地、名称及び代表者名

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求書の提出

審査請求人は、栃木県知事（以下「実施機関」という。）に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成28年9月24日付けで「特定ゴルフクラブのゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者登録申請書及び廃業届出書（平成28年）」をその内容とする、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、次の①から⑩（③から⑩は、②の添付書類）の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成28年10月7日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- ① ゴルフ場利用税に係る廃業届出書（以下「廃業届出書」という。）
- ② ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書（以下「登録申請書」という。）
- ③ 営業権譲渡契約書（以下「譲渡契約書」という。）
- ④ 確認書
- ⑤ 定款（法人の代表者が原本証明をしたもの）（以下「定款」という。）
- ⑥ 土地建物賃貸借契約書（以下「賃貸借契約書」という。）
- ⑦ 特定法人Aの履歴事項全部証明書
- ⑧ 特定法人Bの履歴事項全部証明書
- ⑨ 特定ゴルフクラブが所在する土地の全部事項証明書
- ⑩ 特定ゴルフクラブが所在する建物の全部事項証明書

3 審査請求書の提出

審査請求人は、第2の2①から⑥の公文書(以下「本件対象公文書」という。)の一部を非開示とした本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、平成28年12月16日付けで実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求に係る処分のうち非開示とした部分を取り消し、公開することの決定を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述時の意見によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件公文書のうち非開示とした部分は、条例7条3号ただし書「人の…財産を保護するため、公開することが必要である」ため、開示すべきである。

イ 審査請求人は、ゴルフ場の経営等を目的とする株式会社であり、特定ゴルフクラブを経営している。

ウ 審査請求人は、特定法人Cの完全子会社であり、特定法人Cの代表取締役は、特定個人Aが務めている。

エ 本件公文書にて、審査請求人に代わってゴルフ場利用税特別徴収義務者として登録を申請しているのは、特定法人Aである。

オ 特定年月日A、特定個人Bが審査請求人の代表取締役に就任したが、その後、特定個人Bによる会社資産の私的流用が発覚したため、特定個人Bは特定年月日Bに代表取締役を解任され、当該解任に合わせて、審査請求人は、特定年月日Cに代表印を改印した。

カ 特定個人Bの解任後、審査請求人の特定ゴルフクラブの営業権が、特定法人Aまたは特定法人Bに対して譲渡された外形がとられ(以下「本件営業権の譲渡」という。)、審査請求人は、特定ゴルフクラブで得られるべき収益が奪われている。

キ 営業権を譲渡する場合、株主総会による承認を経なければならない(会社法467条1項1号もしくは2号)が、審査請求人の株主である特定法人Cは審査請求人の営業権の譲渡を承認したことはなく、その事実すら知らされていなかった。株主総会決議による承認を得ずになされた営業権の譲渡は、無効である。

ク 本件公文書は、これらの一連の流れで、特定県税事務所に提出されていることが発覚した。本件公文書のうち「登録申請書」は特定年月日D、「廃

業届出書」は特定年月日Eの日付で作成されているが、いずれも審査請求人の代表取締役として、既に解任されている特定個人Bの名前が記名されている。

ケ 審査請求人は、特定年月日F、特定法人Bに対する不動産の譲渡の無効を主張し、不動産処分禁止仮処分命令申立事件、及び特定法人Aに対する営業権の譲渡の無効を主張し、占有移転禁止仮処分命令申立事件を特定地方裁判所に申し立て、特定年月日G、特定地方裁判所は、審査請求人の主張に理由があることを認め、両事件について仮処分命令を下している。

コ 特定個人Bが単独で審査請求人の特定ゴルフクラブの営業権を譲渡した行為は、民事上無効となるだけでなく、背任罪または横領罪といった犯罪行為に該当する。また、文書偽造罪も成立するといえる。本件公文書は、特定個人B（場合によっては、特定法人Aや特定法人Bら）による犯罪行為により作成されたもので、それを非開示とする必要性などあるはずもない。

サ 本件公文書の非開示部分が開示されれば、本件営業権の譲渡に関する一連の事実関係、営業権の譲渡先や内容、適法性、また本件に関与する関係者が明らかになる。

シ 審査請求人の得る収益は、ほぼ全て特定ゴルフクラブの運営によって得られていたが、現在はその収益の全てが奪われており、本件公文書が開示されることによる審査請求人の利益は甚大である。したがって、審査請求人の財産を保護するため、本件公文書を開示する必要性は極めて高い。

ス 以上のとおり、本件公文書は、条例7条3号ただし書「人の…財産を保護するため、公開することが必要である」ため、本件公文書のうち非開示とした部分の処分を取り消し、速やかに開示すべきである。

(2) 反論書

ア 審査請求書において、本件の非開示情報は、条例7条3号ただし書に該当するため、実施機関は開示義務があると主張したが、それに加え、条例7条3号イに該当しないため、実施機関は開示義務があるものといえる。

イ 廃業届出書のうち、法人代表者の印影については、それが公にされたとしても、そのみで審査請求人や特定法人Aの競争上の地位などの「正当な利益」が害されるとはいえない。

ウ 登録申請書のうち、支配人氏名については、特定ホームページ上に記載されており、すでに公になっている。担当別の従業員数や経理担当者氏名については、それが公にされたとしても審査請求人や特定法人Aの競争上の地位が害されることは想定しがたい。担当別の従業員数においては、全体の人数が開示されており、殊更担当別の従業員数を非開示とする正当な理由があるとは考えにくい。

エ 譲渡契約書の作成は、審査請求人の元代表取締役である特定個人Bに

よる背任、横領、文書偽造といった犯罪行為によるものである。また、営業権を譲渡する場合、通常買主は株主総会決議で承認がなされていることを確認するが、本営業権譲渡契約は、特定個人Bによって違法に進められ、売主（審査請求人）の株主総会決議の承認はなく、営業権の買主（登録申請書の記載から、買主が特定法人Aであることは明らかである。）もそれを認識していたといえる。したがって、本件の営業権の譲渡契約は、買主・売主双方ともが適法な手続を経ていないということは共通の認識で進められたものであり、そのため、審査請求人、特定法人Aとも「正当な利益」を有しているものではなく、譲渡契約書の内容を開示しても「正当な利益を害するおそれ」はない。

譲渡契約書の契約日については、登録申請書に経営開始日として特定年月日Dと記載されており、同日であるか、それ以前の近接した日であることは明らかになっているため、これを開示しても審査請求人や特定法人Aの競争上の地位などの「正当な利益」が害されるとはいえない。

譲渡契約書の契約者の住所や法人名、代表者名についても、登録申請書に記載されていることから、非開示とする理由はない。

オ 確認書の内容は不明であるが、違法な手続で行われた本件営業権の譲渡と関連して作成された書面であると考えられ、そうであるとすれば、確認書の甲・乙はともに「正当な利益」を有しているものではなく、確認書の内容を開示しても「正当な利益を害するおそれ」はないといえる。

カ 賃貸借契約書も、営業権の買主が、特定ゴルフクラブを使用するために締結されているものであり、前述エの違法な営業権の譲渡と関連して行われているため、「正当な利益」は認められない。

また、特定ゴルフクラブが所在する特定市特定地番の土地及び建物の登記によると、特定年月日Hより特定法人Bがこれらの土地建物を所有していることが分かるため、賃貸借契約の貸主は特定法人B、借主は特定法人Aであることは他の資料から明らかとなっており、賃貸借契約書の契約者の住所、法人名、代表者名を秘密とする理由はない。

キ 定款の内容は、法人の登記に記載されている商号、目的、本店所在地等のほか、株式、株主総会決議、役員等に関して規定されているが、それらが競争上の地位などの「正当な利益」を害するとまではいえない。

ク 本件非開示情報が、仮に条例7条3号イに該当するとしても、同条号のただし書に該当するため、実施機関は開示義務を負っている。

譲渡契約書が作成された経緯は、特定個人Bによる犯罪行為によるものであり、本件営業権が譲渡されれば、審査請求人の収益がゼロになり、それにより審査請求人の株主である特定法人Cの財産が奪われ、ひいては特定法人Cの株を保有する特定個人Aの財産が不当に侵害されることになる。

以上の事情を考慮すると、犯罪行為によって、審査請求人や特定法人C、特定個人Aの財産が侵害されており、特定個人Bらにより勝手に作成された本件公文書を秘密とする利益は少なく、「人の…財産を保護するため」、公益上開示が必要であるといえる。

ケ 実施機関は、弁明書において、登録申請書記載の支配人氏名及び経理担当者氏名並びに譲渡契約書記載の立会人の住所及び氏名は条例7条2号に該当するため非開示としているが、前述クと同様に、「人の…財産を保護するため」、公益上開示が必要であるといえる。

(3) 口頭意見陳述時の意見

ア 審査請求書及び反論書には明示的に記載していないが、本件処分により部分的に開示された譲渡契約書を見ると、審査請求人の特定債務に関する記載の有無が一切分からない状態である。この情報は、審査請求人の事業運営にかかわる重要な情報であり、その事実関係を明らかにするためにも開示していただく必要がある。

イ 反論書において記載していることの趣旨は、本件公文書の非開示部分のいずれについても、それらを公にしたとしても、条例7条3号イで規定する正当な利益を害するおそれはなく、かつ条例7条2号ロ又は同条3号ただし書で規定する人の財産を保護するために公開することが必要であるという、両方の主張をしているものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書及び意見聴取時の意見によると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書の性質について

本件公文書は、特定ゴルフクラブの営業権譲渡契約に基づき、営業権を継承されたことにより、栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号。以下「県税条例」という。）第100条に基づき、新たなゴルフ場利用税特別徴収義務者として指定した特定法人Aから、ゴルフ場利用税の特別徴収に係る特別徴収義務者としての登録を行うことを目的として、県税条例第102条第1項に基づき申請された書類である。

2 本件処分の判断

本件開示請求に係る本件公文書に記載された、法人等に関する情報を非開示とした。

3 本件処分の理由

- (1) 本件対象公文書は、廃業届出書、登録申請書、譲渡契約書、確認書、定款及び賃貸借契約書である。
- (2) 本件対象公文書のうち、譲渡契約書、確認書、定款及び賃貸借契約書は、登録申請書の添付書類であり、登録申請書の記載内容を確認するための書

類として、その提出を求めたものである。

- (3) 本件対象公文書に押印された法人代表者及び個人の印影、登録申請書記載の担当別の従業員数、支配人氏名及び経理担当者氏名、譲渡契約書記載の契約日、契約者の住所、法人名及び代表者名、立会人の住所、氏名及び契約内容、確認書記載の確認日、確認内容及び確認者の住所、法人名及び代表者名、定款記載の法人名及び各規定内容並びに賃貸借契約書記載の契約日、契約内容、契約者の住所、法人名及び代表者名は、法人等に関する情報であり、条例第7条第3号イの規定に該当する部分であると判断し、非開示とした。
- (4) 本件審査請求の内容を検討するに、非開示情報の開示あるいは非開示により、双方の権利利益への影響が想定される一方、これを公開することが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公益上必要であると判断できる理由はない。
- (5) したがって、非開示情報は、条例第7条第3号ただし書に該当するものではなく、条例第7条第3号イの規定に該当する部分であり、非開示としたことは、正に妥当であると判断する。
- (6) また、本件審査請求に係る本件対象公文書を改めて精査したところ、非開示情報のうち、登録申請書記載の支配人氏名及び経理担当者氏名並びに譲渡契約書記載の立会人の住所及び氏名は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当する部分であった。
- (7) これについても、本件審査請求の内容を検討するに、前述と同様、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが公益上必要であると認められる理由はないことから、条例第7条第2号ただし書口に該当するものではなく、同号ただし書イ及びハに該当しないことは明らかであるため、条例第7条第2号の規定に該当する部分であり、非開示としたことは、正に妥当であると判断する。

第5 審査会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に基づいて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、ゴルフ場利用税特別徴収義務者として特定ゴルフクラ

ブを経営していた審査請求人が、特定ゴルフクラブの営業権を特定法人Aに譲渡したことに伴い、審査請求人及び特定法人Aから特定県税事務所に届出及び申請がされたことに関する次の①から⑥の公文書である。

- ① 廃業届出書
- ② 登録申請書
- ③ 譲渡契約書
- ④ 確認書
- ⑤ 定款
- ⑥ 賃貸借契約書

3 本件処分により実施機関が非開示とした部分について

当審査会で、本件対象公文書を見分したところ、本件処分により実施機関が非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）は、次表のとおりであると認められる。

本件対象公文書	本件非開示部分
廃業届出書	審査請求人の代表者の印影
登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定法人Aの代表者の印影 ・ 審査請求人の代表者の印影 ・ その他の施設の概要欄のうち、担当別の従業員数 ・ 支配人氏名 ・ 経理担当者氏名
譲渡契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売主の所在地、名称、代表者名及び代表者の印影 ・ 買主の所在地、名称、代表者名及び代表者の印影 ・ 立会人の住所、氏名及び印影 ・ 譲渡契約書の内容（作成日を含む）
確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲の所在地、名称、代表者名及び代表者の印影 ・ 乙の所在地、名称、代表者名及び代表者の印影 ・ 確認書の内容（作成日を含む）
定款	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款を作成した法人の所在地、名称、代表者名及び代表者の印影 ・ 定款の内容 ・ 原本証明日
賃貸借契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲（貸主）の所在地、名称、代表者名及び代表者の印影 ・ 乙（借主）の所在地、名称、代表者名及び代表者の印影 ・ 賃貸借契約書の内容（作成日を含む）及び物件目録

4 具体的な判断

本件非開示部分について、実施機関は、条例第7条第3号イに該当し、かつ同号ただし書には該当しないとして本件処分を行い、一方、審査請求人は、条例第7条第3号イ若しくは同号ただし書又は条例第7条第2号ロに該当すると主張することから、以下、本件非開示部分の非開示情報の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号及び同条第3号イについて

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に規定する「イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、又は「ハ 当該個人が公務員等である場合におけるその職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に該当する情報」を除き、これを非開示とする旨規定している。

条例第7条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要と認められる情報」を除き、これを非開示とする旨規定している。この場合、公開することにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであるが、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等を考慮し、判断する必要がある、この判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 条例第7条第3号イに規定する「正当な利益」について

審査請求人は、特定個人Bの犯罪行為並びに当該特定個人Bにかかわる特定法人A及び特定法人Bらの違法行為（以下「本件特定個人等の犯罪行為等」という。）を理由に、本件非開示部分に記録されている者には、そもそも保護されるべき正当な利益がなく、本件非開示部分を公にしたとしても、当然正当な利益を害するおそれはないことから、条例第7条第3号イには該当しないので、開示すべきと主張する。

しかしながら、当審査会は、本件特定個人等の犯罪行為等の存否や成否を判断するものではなく、そうである以上、本件特定個人等の犯罪行為等を前提とした、「本件非開示部分に記録されている者は正当な利益を有し

ていない」との審査請求人の主張を採用することはできない（以下、条例第7条第3号イに係る本件非開示部分の非開示情報該当性の検討において同じ。）。

イ 条例第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する「人の財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」について

審査請求人は、本件非開示部分について、特定個人等の犯罪行為等により、現に奪われている審査請求人らの財産を保護するため、公益上開示が必要であり、条例第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に該当するので、開示すべきと主張する。

しかしながら、前述第5の4(2)アと同様に、当審査会は、本件特定個人等の犯罪行為等の存否や成否を判断するものではなく、そうである以上、特定個人等による犯罪行為等を前提とした、「審査請求人らの財産を保護するため、公益上開示が必要である」との審査請求人の主張を採用することはできない。

また、条例は、開示請求の主体を「何人も」としていることから、条例第7条各号に規定する非開示情報の該当性の判断に当たっては、当該情報の一般的な性質に基づき、個別的事情を問うことなく、客観的に判断が行われるものであることに鑑みれば、本件対象公文書に記録されている情報は、その内容及び性質から「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないため、条例第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書には該当しない（以下、条例第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に係る本件非開示部分の非開示情報該当性の検討において同じ。）。

(3) 本件非開示部分の非開示情報該当性について

ア 廃業届出書

審査請求人の代表者の印影は、過去真正なものであったという事実を考慮すれば、これを公にすることにより、偽造され、過去の日付に遡った不法な法律行為が行われるおそれがあるなど、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

イ 登録申請書

特定法人Aの代表者の印影は、これを公にすることにより、偽造され、不法な法律行為が行われるおそれがあるなど、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

審査請求人の代表者の印影は、前述第5の4(3)アのとおり、条例第7

条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

その他の施設の概要欄のうち、担当別の従業員数については、ゴルフ場を経営する法人の競争上の地位を害するような経営上のノウハウに関する情報とまでは言い難く、これを公にしたとしても、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるため、条例第7条第3号イには該当しない。したがって、本件処分により非開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

支配人氏名について、実施機関は、本件処分により条例第7条第3号イに該当するとして非開示としたが、この情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものと認められるため、条例第7条第2号に該当する。しかしながら、この情報は、特定Webページに掲載されている情報であり、何人でも知り得る状態にあることから、条例第7条第2号ただし書イに該当する。したがって、本件処分により非開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

経理担当者氏名について、実施機関は、本件処分により条例第7条第3号イに該当するとして非開示としたが、この情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものと認められるため、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書ロにも該当しない。また、同号ただし書イに該当する特段の事情は認められず、同号ただし書ハに該当しないことは明らかであるから、本件処分により非開示としたことは結論において妥当である。

ウ 譲渡契約書

譲渡契約書は、登録申請書の記載内容を確認するためのものであるとの実施機関の説明によれば、本件処分により開示された登録申請書に記載されている情報から、売主が審査請求人、買主が特定法人Aであることは明白である。

したがって、売主及び買主の所在地、名称及び代表者名については、これらを公にしたとしても、売主である審査請求人及び買主である特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるため、条例第7条第3号イには該当せず、本件処分により非開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

売主及び買主の代表者の印影については、前述第5の4(3)のア及びイのとおり、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

立会人の住所、氏名及び印影について、実施機関は、本件処分により条例第7条第3号イに該当するとして非開示としたが、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものと認められるた

め、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書口にも該当しない。また、同号ただし書イに該当する特段の事情は認められず、同号ただし書ハに該当しないことは明らかであるから、本件処分により非開示としたことは結論において妥当である。

譲渡契約書の内容（作成日を含む。）は、売主である審査請求人と買主である特定法人Aとの間で締結された特定ゴルフクラブの営業権の譲渡に関する契約情報であり、通常は公にされない当事者間の任意の合意に基づく契約情報であると認められる。これを公にすることにより、審査請求人及び特定法人Aの事業運営上の情報が明らかとなり、売主である審査請求人及び買主である特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

エ 確認書

確認書は、登録申請書の記載内容を確認するためのものではあるが、当審査会が見分したところ、その内容は、譲渡契約書の内容に関わるものであり、通常は公にされない当事者間の任意の合意に基づく情報であると認められる。

甲及び乙の所在地、名称及び代表者名並びに確認書の内容（作成日を含む。）は、これらを公にすることにより、甲及び乙の事業運営上の情報が明らかとなり、法人である甲及び乙の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

甲及び乙の代表者の印影は、これらを公にすることにより、偽造され、不法な法律行為が行われるおそれがあるなど、法人である甲及び乙の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

オ 定款

定款は、登録申請書の申請主体の真正性を確認するためのものであるとの実施機関の説明によれば、本件処分により開示された登録申請書に記載されている情報から、その作成者が特定法人Aであることは明白である。

したがって、定款を作成した法人の所在地、名称及び代表者名については、これらを公にしたとしても、定款を作成した法人である特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるため、条例第7条第3号イには該当しないことから、本件処分により非

開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

定款を作成した法人の代表者の印影は、前述第5の4(3)イのとおり、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

定款の内容は、上場企業等である場合を除き、通常は公にされない情報であり、これを公にすることにより、法人の目的、組織、事業に関する基本的な方針が明らかになるとともに、重要事項に関する意思決定手続等が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。しかしながら、定款の内容のうち、商号(第1条)、目的(第2条)、本店の所在地(第3条)、機関(第4条)、公告方法(第5条)、発行可能株式総数(第6条)、株式の譲渡制限(第7条)、については、履歴事項全部証明書の記載事項であり、何人でも知り得る状態にあることから、これらを公にしたとしても、定款を作成した法人である特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められる。したがって、条例第7条第3号イには該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

原本証明日については、この定款が、本件ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書に添付するための書類として新たに作成されたものであり、その原本証明をした日付であるに過ぎないことを考えれば、これを公にしたとしても、定款を作成した法人である特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められる。したがって、条例第7条第3号イには該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

カ 賃貸借契約書

甲(貸主)の所在地、名称及び代表者名について、審査請求人は、特定ゴルフクラブが所在する特定市特定地番の土地及び建物の登記によれば、特定法人Bであることは明らかであり、非開示とする理由はないから開示すべきであると主張する。しかしながら、本件土地建物賃貸借契約については、転貸借の可能性もあり、特定法人Bが必ずしも甲(貸主)であるとは限らない。したがって、これらの情報は、通常は公にされない当事者間の任意の合意に基づく契約情報であると認められ、これらを公にすることにより、法人である甲(貸主)の事業運営上の情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

賃貸借契約書は、登録申請書の記載内容を確認するためのものであるとの実施機関の説明によれば、本件処分により開示された登録申請書に記録されている情報から、乙(借主)が特定法人Aであることは明白である。

したがって、乙（借主）の所在地、名称及び代表者名は、これらを公にしたとしても、乙（借主）である特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるため、条例第7条第3号イには該当せず、本件処分により非開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

甲（貸主）及び乙（借主）の代表者の印影は、これらを公にすることにより、偽造され、不法な法律行為が行われるおそれがあるなど、法人である甲（貸主）及び乙（借主）である特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

賃貸借契約書の内容（作成日を含む。）及び物件目録は、特定法人Aが特定ゴルフクラブを経営するに当たり必要となる不動産を甲（貸主）から賃借するために締結した契約情報であり、通常は公にされない当事者間の任意の合意に基づく契約情報であると認められる。これらを公にすることにより、甲（貸主）及び特定法人Aの事業運営上の情報が明らかとなり、法人である甲（貸主）及び乙（借主）である特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、本件処分により非開示としたことは妥当である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 3 月 14 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成29年 5 月 11 日 (第 4 回 審査会 第 3 部会)	・ 事務局から経過概要等の説明 ・ 審議
平成29年 6 月 1 日 (第 5 回 審査会 第 3 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議
平成29年 7 月 6 日 (第 6 回 審査会 第 3 部会)	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議
平成29年 8 月 2 日 (第 7 回 審査会 第 3 部会)	・ 審議
平成29年 9 月 7 日 (第 8 回 審査会 第 3 部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会 委員名簿

氏 名	職 業	備 考
田中 重夫	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 なす高原自然の家所長	第 3 部会 部会長 職務代理者
根本 智子	弁護士	
前橋 明朗	作新学院大学経営学部長 教授・税理士	第 3 部会 部会長
本山 路子	特定非営利活動法人とちぎ消費生活 サポートネット理事	

(五十音順)